

償却資産申告には個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載が必要です

1 個人番号・法人番号の記載について

- ・ 申告のしおり 3 ページをご参照いただき、個人の方は個人番号（12桁）を所定の記載欄に右詰でご記入ください。法人にあっては法人番号（13桁）をご記入ください。

2 本人確認について

- ・ 個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、法令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定された本人確認（個人番号の確認及び身元確認）をさせていただきます。

※ 法人の本人確認は行いません。

(1) 本人が窓口で申告書を提出する場合

- ・ 窓口にて下表の書類（ア、イのいずれかの組合せ）をご提示ください。

| | 本人の個人番号の確認 | 身元確認 |
|---|---------------------------------------|---|
| ア | 本人の個人番号カード（裏面） | 本人の個人番号カード（表面） |
| イ | 番号通知カード又は住民票・住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの） | 顔写真付身分証明書1点 （運転免許証、パスポート等） ※ 顔写真付身分証明書の提示が困難な場合 保険証、年金手帳、市が住所・氏名を印字し送付した償却資産申告書等から2点 |

(2) 本人が郵送で申告書を提出する場合

- ・ 上記（1）のア、イのいずれかの組合せの書類の写し（コピー）^{注1}を同封してください。

(3) 代理人が申告書を提出する場合（窓口・郵送）

- ・ 下表の書類をご提出又はご提示ください。

| | |
|---------------|--|
| 申告者本人の個人番号の確認 | 本人の個人番号カード（裏面）、本人の番号通知カード又は本人の住民票・住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）のうち、いずれかの写しをご提出ください。 |
| 代理人の身元確認 | 運転免許証等の顔写真付身分証明書1点（顔写真付身分証明書の提示が困難な場合、保険証等2点）を窓口で提示又は写しをご提出ください。 |
| 代理権の確認 | 税務代理権限証書又は委任状（任意の様式）の原本をご提出ください。 |

(4) 電子申告（eL TAX）による場合

- 申告データに添付された電子証明書による身元確認を行うため、PDFデータ等による本人確認資料の添付は不要です。また、代理人による申告の場合、併せて本人の利用者IDを用いた申告が行われている事実をもって代理権の確認を行います。

3 その他

- 償却資産申告書に個人番号（マイナンバー）の記載がないことのみをもって、申告書を受け付けないということはありません。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理させていただきます。

注1 医療保険の被保険者証の写しを郵送される方へ

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられています。保険証の写しを郵送される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すなどのご対応をお願いいたします。